

報道各位

新潟市西蒲区区民生活課

西蒲区区民生活課における事務処理漏れについて

このたび、西蒲区区民生活課において事務処理漏れが複数発覚し、その全容が把握できましたので公表します。

対象者の方々には、大変なご心労とご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、市民の皆さまの信頼を損なうこととなりましたことを深く反省し、再発防止に努めます。

1 判明した事務処理漏れ

(1) 住民基本台帳事務における支援措置事務

- ・令和3年度からの事務懈怠が判明
- ・事務懈怠を原因とする戸籍の附票の写しの誤交付（1件）

(2) 支払い事務

- ・納品日が平成28年度から平成30年度の未払いの請求書を発見した。
- ・債権者2件、計33枚387,355円、支払遅延利息分約7万円を合算すると約46万円

2 判明の経緯と対応

(1) 住民基本台帳事務における支援措置事務関係

- ・令和5年8月に、他市町村より、西蒲区の支援措置事務が遅延しているとの指摘を受けた。
- ・その後の調査で、担当職員が支援措置事務を懈怠していたこと及び令和4年5月にも同様の事務処理漏れが確認できていたにも関わらず、適切な対応や処理が行われていなかったことが判明した。
- ・この影響を調査したところ、本来、支援措置対象者の戸籍の附票の写しを取得できない相手方から交付請求が行われており、写しを交付していたことが判明した。
- ・当該支援措置対象者に謝罪し、相手方からの被害はないことを確認した。
- ・これ以外の支援措置対象者について、戸籍システム、住民基本台帳のシステム、住民基本台帳のシステムと連携している各業務システムの帳票等の発行履歴を確認し、誤交付がないことを確認した。
- ・事務処理漏れのあった期間中（令和3年4月から令和5年8月）に西蒲区区民生活課に申出していた支援措置対象者17人に対し、事務処理漏れ等のお詫びと経緯の説明を行った。

(2) 支払い事務関係

- ・令和5年11月に西蒲区区民生活課の書庫の書類を整理中に、請求書の入った書類ケース、段ボール箱を発見した。
- ・内容を確認したところ、未払いの請求書であることが判明した。
- ・債権者に対しお詫びと経緯の説明を行い、近日中に支払いを行う予定。

3 再発防止策

- 西蒲区全部署及び各区役所に対し、事案の内容や事務処理漏れの原因、背景を共有し、正しい事務を徹底する。
- 業務スケジュールを可視化し、必ず複数人で進捗状況の把握とチェックを行う。
- 業務のやり方や情報共有の在り方を見直し業務の課題を把握できるようにするとともに、相談しやすい職場環境を構築する。

本件は、秘匿性が高いため個人の情報に繋がる内容につきましては、一切お答えできないことをご理解願います。

内容確認等につきましては、12月14日（木）午後5時30分までに担当へご連絡願います。

<問い合わせ先>

新潟市西蒲区区民生活課

担当：小林・小野

電話：0256-72-8312（直通）